

# 国東市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

〔 国東市告示第 123 号  
平成 18 年 9 月 28 日 〕

改正 令和 5 年 6 月 20 日告示第 92 号

## (趣旨)

第 1 条 この告示は、家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を図るため、生ごみ処理機を購入する者に対し、国東市補助金等交付規則(平成 18 年国東市規則第 62 号)及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において国東市生ごみ処理機購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この告示において「生ごみ処理機」とは、生ごみを電気、微生物等を用いて脱水、乾燥及び分解等の方法により減量又は堆肥化を図るための処理機で、市長が認めたもの(以下「処理機」という。)をいう。

## (補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、自らの家庭から排出する生ごみの減量又は堆肥化を図るため処理機を購入した者(第 6 条の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して、原則 5 年を経過していない者を除く。)で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 事業所、法人等を除く個人であって、国東市内に住所を有し、現に居住していること。
- (2) 処理機の適正な維持管理ができること。
- (3) 同居世帯員(本人を含む。)に補助金の交付を受けた者がいないこと。

## (補助金の額及び補助台数)

第 4 条 補助金の額は、次のとおりとする。

種別	補助金の上限額	対象数量	対象経費
電動式	2 万円	一世帯につき 1 基	購入費の 2 分の 1 以内 (100 円未満は切り捨て)
非電動式	2 千円	一世帯につき 2 基 まで	

## (交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、購入してから 6 月以内に国東市生ごみ処理機購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 処理機を購入した事実が確認できる領収書等の書類
- (2) 処理機の保証書の写し(保証がある場合)

(3) 処理機を設置していることが分かる写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、国東市生ごみ処理機購入費補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) その他不適当と認められる事実があったとき。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月27日告示第9号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月20日告示第92号)

この告示は、令和5年7月1日から施行する。